

番号	御意見の要旨	御意見に対する考え方
1	特定技能外国人に対しても日本人同様に職業選択の自由を認めるべき。	特定技能制度は人手不足に対応するための制度であって、受入れの範囲を生産性の向上や国内人材確保のための取組を行ってもなお、人材を確保することが困難な産業上の分野に限定していることから、特定技能外国人が受け入れられる分野はこのような分野に限られることとなります。もっとも、同一分野内において、特定技能外国人が在留資格変更許可を受けることにより、所定の要件を満たした受入れ機関に転職することが可能であり、技能評価試験の合格等の要件を満たせば他分野への移行も可能となっています。
2	特定産業分野にホームクリーニング業を追加するべき。	特定技能制度における受入れ対象分野の設定は、業界や関係団体等の御意見を踏まえ、分野を所管する省庁において対象分野への追加について検討した後、法務省を含む制度所管省庁がそれぞれの所掌から検討した上で、最終的な決定を行うものです。本年3月29日に追加が閣議決定された分野(鉄道・自動車運送業・林業・木材産業)についても同様のプロセスを経て決定されたものとなります。いただいた御意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。
3	交通事故の増加等が懸念されるため、特定産業分野に自動車運送業分野を追加するべきではない。	バス・タクシー運転者については、合格を求める日本語能力試験の水準を他分野より高いものにするとともに(日本語能力試験N3以上)、日本の運転免許の取得等のほか、法令で義務付けられている新任運転者研修の修了を要件とするなど、業務上の特性や安全性を踏まえた要件を設けています。いただいた御意見は、今後の検討の参考とさせていただきます、引き続き、制度の適正な運用に努めてまいります。
4	受け入れる外国人の技能水準も適切に定めていないとより水準の低い分野で就労する外国人が増加するのではないか。	特定技能制度は、一定の専門性や技能を有し即戦力となる外国人を受け入れる制度であり、特定技能1号については、相当程度の知識又は経験を必要とする技能が求められます。これは、相当期間の実務経験等を要する技能であって、特段の育成・訓練を受けることなく直ちに一定程度の業務を遂行できる水準のものをいい、具体的には全分野共通で初級技能者のための試験である3級相当の技能検定等に合格できる水準と同等の水準としています。
5	移民政策ではないと言いながらこれだけ業種を広げたら実質移民政策になっている。鉄道や林業を特定産業分野に追加することは、緊急時の対応に不安があるため、中高年の日本人を積極的に採用すべきであり、安価な人材に頼れば賃上げやイノベーションの妨げになる。また、今以上に外国人が増えるのであれば入管職員の人員を増やすなどの体制強化が必要である。	特定技能制度は、生産性向上や国内人材確保のための取組(女性・高齢者のほか、各種の事情により就職に困難を来している者等の就業促進、人手不足を踏まえた処遇の改善等を含む。)を行っても、なお、人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野に限定し、外国人を受け入れるものであり、国民の人口に比して、一定程度の規模の外国人及びその家族を、期限を設けることなく受け入れることによって国家を維持していこうとするいわゆる移民政策とは異なるものです。また、鉄道分野(運輸係員)は、日本語能力試験の水準を他分野より高いものとし(日本語能力試験N3以上)、林業分野においては、受入れ企業に対し、労働安全対策を求めるとしてあります。いただいた御意見は、今後の検討の参考とさせていただきます、引き続き、制度の適正な運用に努めてまいります。

番号	御意見の要旨	御意見に対する考え方
6	<p>自動車運送業分野については、現行法制度の許容する範囲で最大限の運用を可能とすべく、国際免許証の日本で運転できる有効期間内に日本の運転免許を取得することを条件として、在留資格取得要件として国際免許証の有効性を認めるべきである。また、以下の点についても検討が必要である。</p> <p>①特定活動期間中には、普通自動車免許だけでなく準中型自動車免許の取得まで認めるべき。</p> <p>②外免切替に必要な期間について、現状、手続が大変混み合っており、6か月という期間が妥当なのか。</p> <p>③外免切替の特例(知識確認及び技能確認の免除)の対象となる外国等の選定に関してジュネーブ条約との関係性、根拠があるのか。</p> <p>④特定技能2号への追加を早急に検討すべき</p>	<p>外国人が本邦で運転するにあたっては、国際運転免許証の所持や日本の運転免許等の取得が必要ですが、自動車運送業分野の特定技能外国人については、国際運転免許証を所持していたとしても、安全性確保の観点から、日本の運転免許の取得等を要件としています(外免切替の手続において知識確認及び技能確認を免除されている国とジュネーブ条約との間に関係性はありません。)。いただいた御意見は、今後の検討の参考とさせていただきます、引き続き、制度の適正な運用に努めてまいります。</p>